議第211号

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案 上記の議案を提出する。

平成25年11月28日

滋賀県知事 嘉 田 由紀子

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例 滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例(平成9年滋賀県条例第42号) の一部を次のように改正する。

第5条第4項および第14条第6項中「者に対しては」を「ときは」に改める。

別表第1項の表中「99,200」を「107,100」に、「198,500」を「214,400」に、「220,500」を「238,100」に、「441,000」を「476,300」に、「143,300」を「154,800」に、「264,600」を「285,800」に、「308,700」を「333,400」に、「617,400」を「666,800」に、「385,900」を「416,800」に、「882,000」を「952,600」に、「44,100」を「47,600」に、「88,200」を「95,300」に、「66,200」を「71,500」に、「132,300」を「142,900」に、「154,400」を「166,800」に、「297,700」を「321,500」に、「231,500」を「250,000」に、「14,400」

を「15,600」に、「28,700」を「31,000」に、「33,100」を「35,700」に、 22,100

43,100 を 23,900 46,500 に、「49,700」を「53,700」に、「63,900」を

「69,000」に、「75,000」を「81,000」に、「7,800」を「8,400」に、

16,600 25,400

17,900 に、「11,000」を「11,900」に、「21,000」を「22,700」に、「1,660」を 27,400

「1,790」に、「3,310」を「3,570」に、「3,860」を「4,170」に、「7,720」を「8,340」

に、 1,000 1,880 を 1,080 2,030 に、「2,210」を「2,390」

に、「4,410」を「4,760」に、「1,320」を「1,430」に、「2,650」を「2,860」に、「3,090」

を「3,340」に、「6,070」を「6,560」に、「13,200」を「14,260」に、 16,600 22,100 を 17,930 23,870 に、「47,500」を「51,300」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。